

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1374号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1374号

平 成 28年 12月 22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成27年3月18日教南総第678号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年7月24日処分日の処分案（根岸中学校主幹教諭の盗撮について）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成26年7月24日処分日の処分案（根岸中学校主幹教諭の盗撮について）」ほかの別表に示す4件の行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年7月24日処分日の処分案（根岸中学校主幹教諭の盗撮について）」ほかの別表に示す4件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため文書1及び文書2を一部開示とし、条例第7条第2項第6号に該当するため文書3及び文書4を一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書の特定範囲について

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書のうち、横浜市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）南部学校教育事務所教育総務課（以下「所管課」という。）で所掌する教職員に係るものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1及び文書2の校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから、本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行の内容に係る情報でもないことから本号ただし書ウにも該当せず、また、本号ただし書イにも該当しない。したがって、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

てん末書の記載内容については、てん末書とは責任の所在を明らかにし、任意に提出する性格の文書であり、開示すると事案に係る当事者との信頼関係が損なわれ、今後不祥事が発生した際に、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、当事者から事実確認を行うことが困難になるという、人事管理上の支障を及ぼすおそれがあると考えられ、本号エに該当すると判断したため非開示とした。

なお、判断に当たっては、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第555号を参考にした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

- (3) 文書1及び文書2について、校長の年齢、一般的には有識者の年齢は、公開されている。されると認識している。
- (4) 文書3及び文書4について、てん末書は全面的にその内容が、非開示である。しかしながら職務上に関することであり、その内容には、当然その事案の問題点、背景等が記載されていると思われるのである意味、職務上の問題解決等についての内容が記載されているといえる。その内容は広く知らされる必要なものであり、申立人もぜひ知りたい情報である。全面的な非開示は、知る権利を侵している。

「任意に提出する性格」ということであるが、提出された段階で、処分庁においては、行政文書の一つとして扱われているといえる。ほぼ全面非開示ということは、容認できない。職場での動向等職務行為等について記載されているといえるから、開示されるべきである。

(5) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の求める、公開されることが妥当ということである。

(6) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えられる。そうすると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかるべきだと思う。そうすると、学校職員の職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

5 審査会の判断

(1) 懲戒処分に係る事務について

所管課は、教育委員会事務局の教職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合、事実確認を行い、てん末書の提出を受け、教育公務員に適用する懲戒処分の標準例（平成25年7月29日教教人第877号教育長通知）の基準に基づき処分案を作成する。これらの資料に基づき横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒委員会」という。）で審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長はその審査結果を踏まえて実施機関に懲戒処分議案を推薦し、実施機関にて処分量定を審議し、処分を決定する。

なお、懲戒処分を行う場合、事案概要、処分内容等について記載した処分説明書を作成し、処分辞令とともに被処分者に交付する。

これらの事務は、職員の職種、勤務地等により、教育委員会事務局総務部の職員課及び教職員人事課並びに東西南北4方面の各学校教育事務所教育総務課の合計6課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

申立人が本件請求で求めている、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについて分かる行政文書は、所管課が所掌する事案に関する次の4種があり、本件申立文書はこのうち、イ及びウである。

ア 教育委員会事務局が事件に関わる教職員等に事実確認のために聞き取りをした内容をまとめた事実確認記録

イ 事案に係る本人が責任の所在を明らかにし、本人の認識に基づく事実や、再発

防止に向けた反省などを記載して事案に係る本人から提出されたものであるてん末書

ウ 事件の概要や過去の類似案件、処分量定を判断するに当たっての考慮事項などをまとめたものであり、教育委員会事務局が作成し、分限懲戒委員会に付議する資料となる処分案

エ 処分内容等を記載し本人に交付するものである処分説明書

(3) 実施機関は本件申立文書について、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示としたと主張しているため、平成28年3月18日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 本件請求においては、懲戒処分が確定したものを不祥事と考えた。

イ 開示・非開示の判断においては、客観的事実と判明した部分であり、個人識別情報が含まれておらず、秘匿性の高い人事管理情報でない部分を開示とした。また、実施機関では「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」（平成15年10月17日教育長通知）に基づき、記者発表が行われており、記者発表済みの内容、記者に情報提供する予定であった情報を開示とした。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、本件申立文書を見分した上で次のように判断する。

ア 条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号エには、開示しないことができるものとして、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものを掲げている。

(ウ) 実施機関はこれらの条文に基づき本件申立文書の一部を非開示としたと説明

しているため、以下検討する。

イ 文書1及び文書2について

校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 文書3及び文書4について

文書3及び文書4は、懲戒処分を行うに当たって当事者の内心に係る情報が記載されたてん末書である。仮にこれを開示すると、教職員との信頼関係が損われ、今後事務処理ミスや不祥事が発生した際に教職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号エに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が文書1及び文書2を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定並びに文書3及び文書4を条例第7条第2項第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 本件申立文書一覧

平成27年1月27日教南総第562号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書1	平成26年7月24日処分日の処分案（根岸中学校主幹教諭の盗撮について）
文書2	平成26年9月25日処分日の処分案（戸塚中学校教諭の盗撮について）
文書3	平成26年7月24日処分日の顛末書（根岸中学校主幹教諭の盗撮について）
文書4	平成26年9月25日処分日の顛末書（戸塚中学校教諭の盗撮について）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議